

議案第 29 号

南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例

南あわじ市都市公園条例（平成 17 年南あわじ市条例第 162 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 福良児童公園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市都市公園条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																		
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="232 352 1028 595"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">淡路ふれあい公園～潮美台西公園 略</td> </tr> <tr> <td>福良波止の浜公園</td> <td>南あわじ市福良乙1652番地1</td> </tr> <tr> <td>福良児童公園</td> <td>南あわじ市福良甲512番地2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">賀集八幡公園～若人の広場公園 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 略</p>	名称	所在地	淡路ふれあい公園～潮美台西公園 略		福良波止の浜公園	南あわじ市福良乙1652番地1	福良児童公園	南あわじ市福良甲512番地2	賀集八幡公園～若人の広場公園 略		<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1099 352 1895 595"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">淡路ふれあい公園～潮美台西公園 略</td> </tr> <tr> <td>福良波止の浜公園</td> <td>南あわじ市福良乙1652番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">賀集八幡公園～若人の広場公園 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 略</p>	名称	所在地	淡路ふれあい公園～潮美台西公園 略		福良波止の浜公園	南あわじ市福良乙1652番地1	賀集八幡公園～若人の広場公園 略		
名称	所在地																			
淡路ふれあい公園～潮美台西公園 略																				
福良波止の浜公園	南あわじ市福良乙1652番地1																			
福良児童公園	南あわじ市福良甲512番地2																			
賀集八幡公園～若人の広場公園 略																				
名称	所在地																			
淡路ふれあい公園～潮美台西公園 略																				
福良波止の浜公園	南あわじ市福良乙1652番地1																			
賀集八幡公園～若人の広場公園 略																				

議案第 30 号

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（吉野
・黒岩・惣川辺地）

吉野・黒岩・惣川辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定したいので、
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

総合整備計画

兵庫県 南あわじ市 吉野・黒岩・惣川辺地
(辺地の人口 118人 面積 6.0k㎡)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市又は字の名称 南あわじ市灘吉野、灘黒岩、灘惣川
- (2) 地域の中心の位置 南あわじ市灘吉野 426番地
- (3) 辺地度数 136点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

吉野・黒岩・惣川辺地は市の南部に位置し、灘地域の中部で海岸沿いにある漁村集落である。

【消防施設】(防災基盤整備事業)

当該辺地地区は、平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災を教訓に、自助・共助・公助の精神に基づく自主的な防災活動を行うため、「自分たちの地区は自分たちで守る」という防災の原点に立ち、災害による被害の軽減を図ることを目的とした自主防災活動を活発に行っており、当該辺地地区を出動範囲とする地元消防団と連携を取りながら、消防設備を使った防災訓練や消防活動を実施している。

しかしながら、現在使用しているポンプ積載車は平成11年に購入したもので、近年その老朽化が著しく、水出し訓練や火災時の消火活動に支障をきたしており、今後の地域防災活動に大きく不安を抱えている状況にあり、早急に整備する必要がある。

本ポンプ積載車を整備することにより、消防団を含めた地域防災体制をより一層強化させるとともに、地域住民に安心感を与え、地域全体の防災意識の高揚にも貢献し、地域の振興に大きく寄与することができる。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から 1年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	南あわじ市	2,700		2,700	2,700
合計		2,700		2,700	2,700

(別表第1) 年次別計画表

市町名 南あわじ市

辺地名 吉野・黒岩・惣川

(単位：千円)

事業名	事業内容	全体			令和2年度			令和 年度					
		事業費	財源内訳		辺地対策 事業債	事業費	財源内訳		辺地対策 事業債	事業費	財源内訳		辺地対策 事業債
			特定財源	一般財源			特定財源	一般財源			特定財源	一般財源	
防災基盤整備事業	ポンプ積載車	2,700		2,700	2,700		2,700	2,700					
合 計		2,700		2,700	2,700		2,700	2,700					

(別表第2)

辺地総合整備計画策定(変更)に係る理由書

市 町 名	南あわじ市	辺 地 名	吉野・黒岩・惣川辺地
<p>○辺地の概要</p> <p>当該辺地地区は市の南部に位置し、灘地域の中部で海岸沿いにある漁村集落で、世帯数59戸、人口118人、面積6.0㎢の辺地である。</p> <p>○消防施設(防災基盤整備事業)</p> <p>①必要性</p> <p>当該辺地地区は、過去の大震災を教訓に、自助・共助・公助の精神に基づく自主的な防災活動を行うため、「自分たちの地区は自分たちで守る」という防災の原点に立ち、災害による被害の軽減を図ることを目的とした自主防災活動を活発に行っており、地元消防団と連携を取りながら、消防設備を使った防災訓練や消防活動を実施している。</p> <p>②緊急性</p> <p>現在使用しているポンプ積載車は平成11年に購入したもので、近年その老朽化が著しく、水出し訓練や火災時の消火活動に支障をきたしており、今後の地域防災活動に大きく不安を抱えている状況にあり、早急に整備する必要がある。</p> <p>③事業効果</p> <p>ポンプ積載車を整備することにより、消防団を含めた地域防災体制をより一層強化させるとともに、地域住民に安心感を与え、地域全体の防災意識の高揚にも貢献し、地域の振興に大きく寄与することができる。</p>			

(記載要領)

まず、総論について記述し、その後各事業ごと(道路なら個別路線ごと)に、①必要性、②緊急性、③効果について詳述すること。

議案第 3 1 号

字の区域の変更について（湊里地区）

別紙のとおり字の区域を変更したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

変更調書

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
湊 里	配 原	8の2 9の1 12 13 16 24の1 25 26 27 の1 28から31まで 104 105の1 105の2 106 の1 106の2 107の1 107の2 108	湊 里	沖 田
	戒且寺	10の1		
	川 端	11		
	出 口	17 18 19の1 99 101 102の1 102の2 103 の1 103の2 128の2から128の4まで		
	長 田	32 33 34の1 35の1 36 92から95まで 100		
	平 石	46 47 50 51		
	八重詰	69から73まで 155の1		
	不うさ	74から79まで		
	いぬのこ	80から82まで 84から87まで 88の1から88の3ま で 89の1 89の2 90 91 96 97の1 97の2 98の1 98の2		
	寺 内	115の1 115の2 116の1 116の2 121から123 まで 124の1 124の2 125の1 125の2 126の 1 126の2 127 202 203の1 204 205 209の 1		
	えみり	129 131 132 197から201まで		
	池ノ西	130の1 130の2		
	松木ケ内	133 135 136 194から196まで 227から230まで		
	池 田	134の1 134の2		
	竹ヶ鼻	137 138の1 138の2 139の1 139の2 140の 1 140の2 141の1 141の2 142から145まで 145の2 145の3 146の1 146の2 147の1 147の2 148 183 192 193		
新 田	149の1 149の2 150の1 150の2 151の1 151の2 152 153 166の1 166の2 167 168の 1 168の2 171 172 173の1 173の2			
前 田	154 169の1 169の2 170 170の2			
西	174 179から182まで 184から191まで 206の1 206の2 219の1 220の1 221 222の1 222の			

		237 2 223から226まで 231から236まで 240 238 239 288 289の1 290の1 291の1 292 293の1 294の1 295の1 296の1 297の1		
	北ノ土井	175の1 175の2 178		
	みその	207 328の1		
	かうしけ内	241		
	大河内	327の3 327の4 368から371まで 372の1 373 374 375の1 375の2		
	森	350 351		
湊	平石	71の3		
湊里	カマス	766 770から775まで 800から806まで 806の1 807 808の1 808の2 809の2 811 812 813の 一部 814の1の一部 815 816の一部 817 832 833 834の一部 838の一部	湊里	畠山
		813の一部 814の1の一部 816の一部 834の一部 835から837まで 838の一部 839 844から851まで 851の1 857 874 875	湊里	ケヌキ原
	畠山	830の一部 831の一部		
	鳶谷	843		
	白木谷	858から860まで 1753の5		
湊里	南原	884から887まで 893から896まで 896の1 897 949の1 949の2	湊里	原田
	原田家ノ南	901 902		
	山川	908の1 908の3 909 909の1 910から912まで 912の1 913から918まで 919の1 919の2 920 の1 921 922の1 923の1 926 931の1 931 の2 932から939まで 940の1 940の2 941 942 943の1 943の2 944の1 944の2 945か ら947まで 1168の1 1178 1184の1 1184の2		
丸山	950 951の1 951の2 952の1 952の2 953の 1 953の2 954から960まで 962から965まで 966の1 966の2 967の1 967の2 968 969の 1 970から972まで 974の1 975の1 976 977 の1 978の1 979から981まで 982の1 983の1 984から986まで 988から990まで 1110の1 1110 の2 1111の1 1111の2 1112 1113の1 1113 の2 1115の1 1115の2 乙1115 1116 1122 1123 1124の1 1125の1 1126 1127の1 1127			

	の3 1128 1132 1133		
つかの本	961		
土井	987		
山ノ口	992 993		
野屋敷	1114 1119 1140 1243 1244 1244の1		
原ノ口	1118 1120 1121 1130 1131 1134の1 1135の1 1136から1139まで 1141 1142 1248 1250の1 1251の1 1251の2 1252の1 1253の1 1254の1 1255 1259 1261 1272 1273		
谷田	1165 1166 1180 1181 1220 1221 1224の1 1224の2 1225 1227の1 1227の2 1228 1229 の1 1229の2 1230) 合併の1から 1230) 合併 1231) 1231) の3まで 1232から1234まで		
南ノ加市	1167の1 1167の2 1179の1 1179の2 1192から 1195まで		
居屋敷	1182 1183		
ふろのどひ	1186 1187 1187の1 1187の2		
原ノ土井	1245から1247まで 1249の1 1256から1258まで 1260 1262から1266まで		
池尻	1268から1271まで 1274) 合併 1276の1 1277 1275) の1 1278から1284まで 1285の1		
野屋敷	1585から1587まで 1589の1 1590の1 1591 1592の1 1600の1 1600の2 1601の1 1602 1612 1613	湊里	唐尾
池ノ上	1588の1 1614		
三昧口	1593の1 1594の1 1595の1 1596 1597の1 1598の1 1603 1604 1606 1606の1 1608から 1611まで 1623 1635		
丸山	1599		
三昧口ノ上	1605 1607 1607の1		
西ノ内	1615		
天王	1616の1から1616の3まで 1616の4の一部		
湊	唐尾	773の一部 774の2の一部 776の一部	

湊 里	天 王	1616の4の一部	湊	唐 尾
<p>上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、及び国有地の全部は変更後の区域に編入する。</p> <p>また、大字湊里字天王1616の4の地先の道路である公有地の全部は、大字湊字唐尾に編入する。</p>				

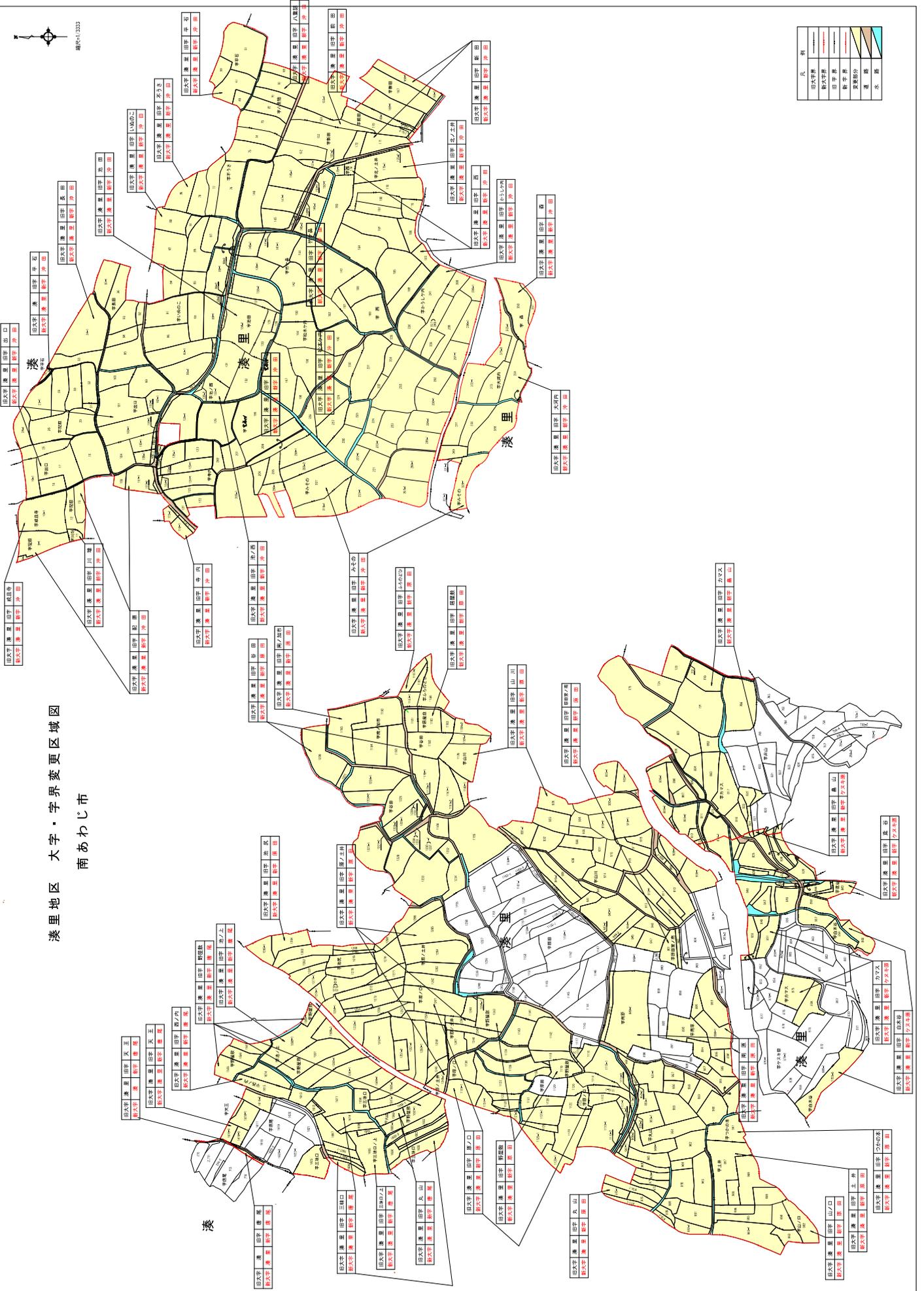
備考 地番は、令和元年12月12日現在の地番である。

湊里地区 大字・字界変更区域図
南あわじ市

縮尺:1/333



凡 例	
	旧大字界
	新大字界
	旧字界
	新字界
	支線跡
	道 跡
	水 路



議案第 3 2 号

市道路線の認定について

下記の路線を認定したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

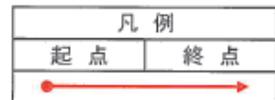
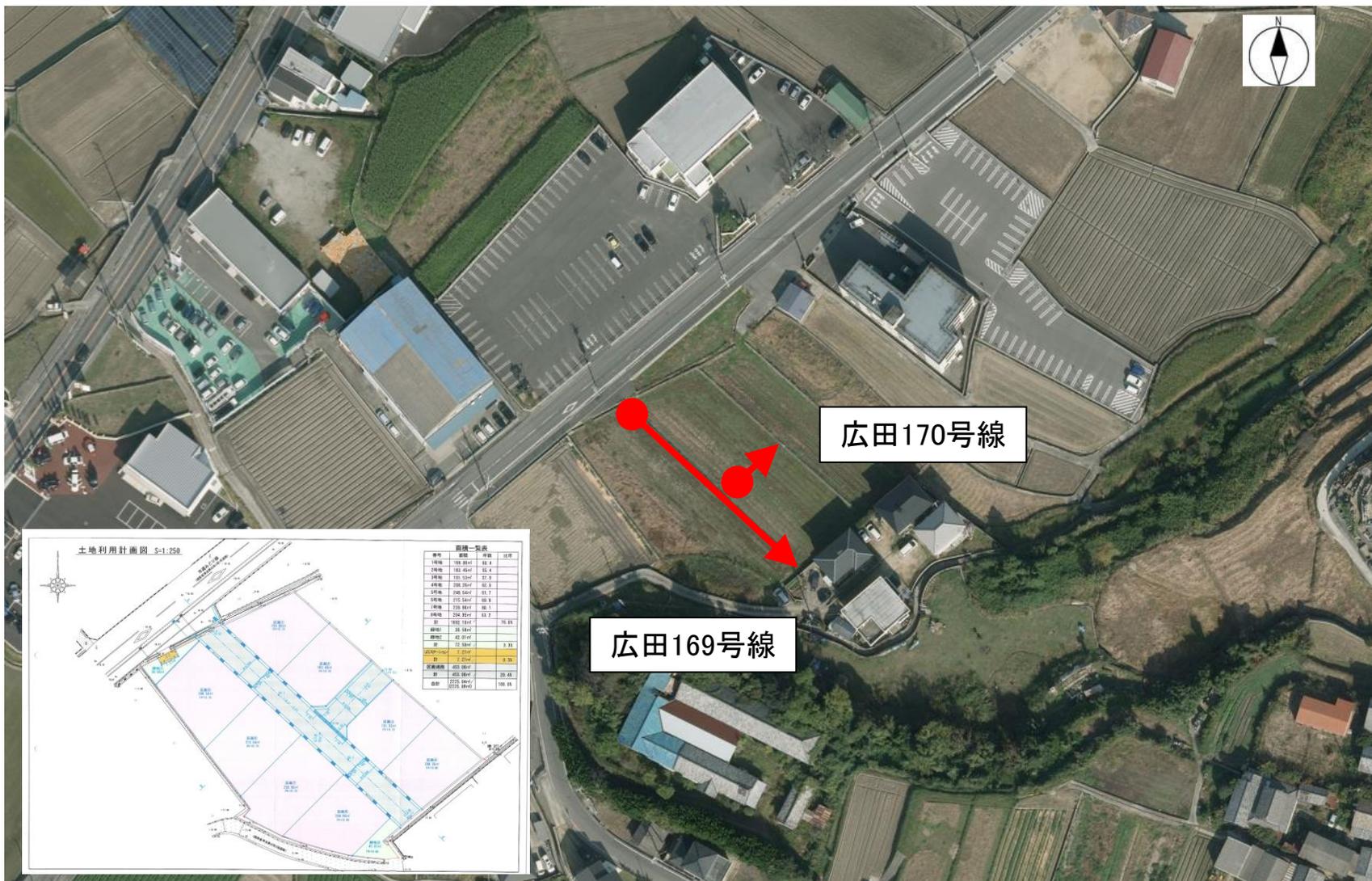
南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

認定する路線

路線名	起点	終点	重要な 経過地	備考
広田 169 号線	南あわじ市広田中筋 854 番 4 地先	南あわじ市広田中筋 854 番 13 地先		
広田 170 号線	南あわじ市広田中筋 854 番 12 地先	南あわじ市広田中筋 854 番 11 地先		
賀集 212 号線	南あわじ市賀集福井 2 番 24 地先	南あわじ市賀集福井 19 番 2 地先		

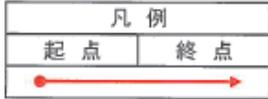
認定路線



認定路線



賀集212号線



議案第 33 号

市道路線の変更について

下記の路線を変更したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

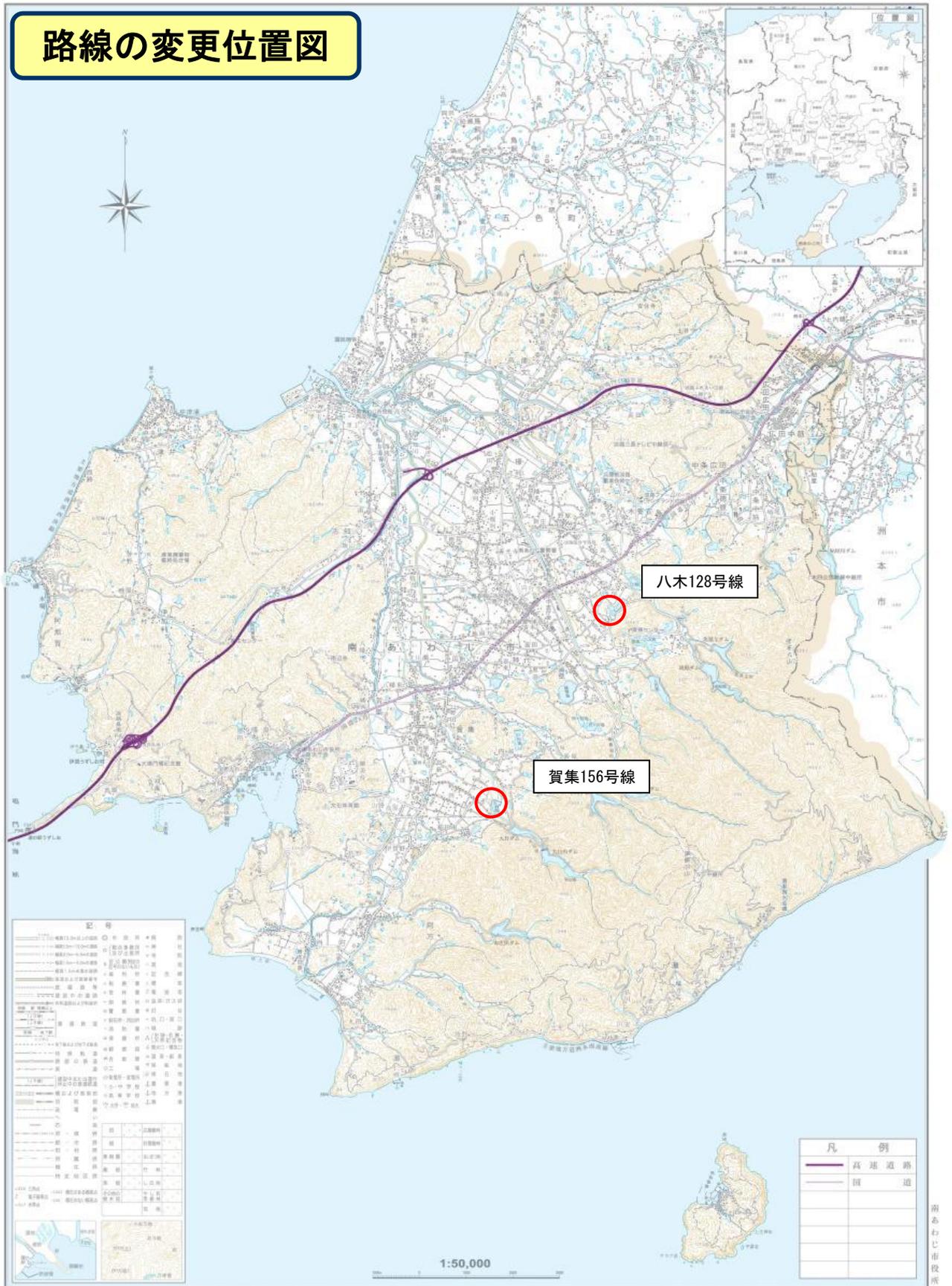
南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

変更する路線

変更前			変更後		
路線名	起終点		路線名	起終点	
八木 128 号線	起点	南あわじ市八木寺内 39 番地先	八木 128 号線	起点	南あわじ市八木寺内 39 番地先
	終点	南あわじ市八木寺内 59 番地先		終点	南あわじ市八木大久 保 1065 番 1 地先
賀集 156 号線	起点	南あわじ市賀集生子 63 番 1 地先	賀集 156 号線	起点	南あわじ市賀集生子 63 番 1 地先
	終点	南あわじ市賀集福井 1396 番地先		終点	南あわじ市賀集福井 1397 番地先

路線の変更位置図



変更路線



凡例		
	起点	終点
変更前		
変更後		

変更路線



凡例		
	起点	終点
変更前		
変更後		

第90回 南あわじ市議会定例会

政策等の形成過程の説明資料

令和2年3月議会

南あわじ市

政策等の形成過程の説明資料

議案番号 議案第23号

議案名 南あわじ市学ぶ楽しさ日本一基金条例制定について

概要
 子どもたちがやりたいことを見つけ、自ら努力し、成長し、能力を最大限に伸ばせる「学ぶ楽しさ日本一」の教育環境づくりに取り組み、夢と志を持つ未来を担う人づくりに資するため基金を設置する。

①政策等を必要とする背景
 平成31年度に「学ぶ楽しさ日本一」の地域を目指すことを宣言し、その実現のため市に基金を設置し、その資金を活用しながら、子どもたちの能力を最大限に伸ばせる特色ある事業を実施して、「学ぶ楽しさ日本一」を目指す。

②提案に至るまでの経緯
 南あわじ市ふるさと応援寄附金条例を令和元年度12月議会で改正し、寄附金の使途に「学ぶ楽しさ日本一」を目指した教育の充実に関する事業を追加し、その寄附金を基金に積立て、事業を行う際、所要額を取崩して充当する。

③他の自治体の類似する政策との比較検討

④市民参加の実施の有無とその内容
 有 ・ 無

⑤総合計画との整合性
 まちづくりの体系

項目	分類番号	政策目標
大項目		
中項目		
小項目		

⑥財源措置
 有 ・ 無
 ふるさと南あわじ応援寄附金の1号寄附金を積み立てる。(単位：千円)

事業等の期間	総事業費	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源

⑦将来にわたる効果及び費用
 効果 特色ある事業の実施により、子どもたちの能力を最大限に伸ばし、南あわじの未来を担う人づくりに資する。
 費用 基金より所要額を取崩して実施する。

政策等の形成過程の説明資料

議案番号	議案第24号	議案名	南あわじ市犯罪被害者等支援条例制定について
------	--------	-----	-----------------------

概要

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策に係る基本的な事項を定める。

①政策等を必要とする背景

本市では近年、本条例の対象となるような犯罪等は発生していないが、今後、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為が生じた場合に、害を被った者及びその家族又は遺族を、地方公共団体としても支援していく必要がある。

②提案に至るまでの経緯

国が定めた犯罪被害者等基本法の基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、このたび本市においても基本理念を定め、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るものである。

③他の自治体の類似する政策との比較検討

県内の他自治体においても、同様に犯罪被害者等支援条例の制定が進みつつある。

④市民参加の実施の有無とその内容

有 ・ 無

⑤総合計画との整合性

まちづくりの体系

項目	分類番号	政策目標
大項目	Ⅲ	魅力あふれるまちづくり
中項目	2	市民の安全・安心を守るまちづくり
小項目	2	防犯対策の推進

⑥財源措置

有 ・ 無

(単位：千円)

事業等の期間	総事業費	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
						300

⑦将来にわたる効果及び費用

効果 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族が、その被害の回復や軽減により、再び平穏な生活を営むことができるよう支援がなされる。

費用 当該犯罪等が発生した際に、遺族に対し300千円を、被害者本人が重傷病の場合に100千円を支給する。

